

証券コード 3057
2023年4月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
名古屋市東区徳川町1001番地
(本社事務所)
東京都渋谷区神南1丁目20番5号
株 式 会 社 ゼ ッ ト ン
代表取締役社長 鈴木伸典

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.zetton.co.jp/company/IR/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IRライブラリー」「招集通知」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3057/teiji/>



【名証ウェブサイト（名証上場銘柄情報）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



(上記の名証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ゼットン」または「コード」に当社証券コード「3057」を入力・検索し、「基本情報」、「適時開示情報」を順にご選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）もしくはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年4月25日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご標示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日時 2023年4月26日（水曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日のお応当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第28期（当期）より事業年度の末日を2月末日から1月31日に変更したためであります。）
2. 場所 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスト4階
「渋谷ソラストコンファレンス 4D」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（2022年3月1日から2023年1月31日まで）
事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2022年3月1日から2023年1月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4. 招集にあつての決定事項（議決権の行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛否の表示があったものとしてお取扱いたします。
- (2) インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着時間を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、当社定款第15条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名に限られます。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年1月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限や入国制限の緩和により、経済活動や個人消費活動の正常化に向けた動きが見られました。一方で、米国の金融引き締め政策による円安、ロシア・ウクライナ情勢に起因する経済への影響、資源価格の高騰等、経済環境の変化により、引き続き先行きが不透明な経済情勢が続いております。

外食業界におきましても、3月下旬にまん延防止等重点措置が解除され、一時的に人流が回復したものの、7月以降の新型コロナウイルス感染症の第7波により、再び個人消費が低迷、その後、直近にて人流は再び戻りつつあるものの、需要は未だ回復途中であります。また、こうした環境下で、有効求人倍率は上がり続けており、働き手不足にも至っております。更に、経済環境変化によるサプライチェーンへの影響により原材料価格が高騰し、依然として厳しい状況が続いております。

こうした環境の中、当社グループは、アフターコロナを見据え、お客様により楽しんでいただくことを目的に各事業のブラッシュアップに努め、安全面に配慮しながらも各事業において積極的な営業を実施いたしました。

(国内事業)

全体的には、新型コロナウイルス感染症の第7波による影響を受けながらも、各事業コンテンツを導入する公園再生プロジェクトの1つである葛西臨海公園再生プロジェクトにおいて、更なるプロジェクトの拡張を実行し、2022年4月に環境保全を意識した持続可能なバーベキュー場「なぎさBBQ」（アウトドア事業）をオープンいたしました。また、アウトドア事業の既存店舗では、昨年コロナ禍で営業ができなかった店舗においても、空間や商品、プライシングの見直しを図るとともに、例年より早期オープンすることにより、好調な業績を残すことに成功いたしました。

ブライダル事業では、当社グループの大型店舗である「徳川園」において、2022年4月よりPark-PFI制度を活用した管理運営に切り替わることに伴い、コンソーシアムグループ「徳川の杜」の一員として、約3ヶ月にわたる大幅リニューアル工事を実施し、従前とは異なる柔軟な運営が可能となったことから、新規事業の構築を進め、7月に再開業を実施しております。

これらの結果、売上面においては、計画比で87.7%と、第7波、第8波の影響を受けながらも高水準にて着地いたしました。一方で利益面においては、アウトドア事業は計画以上の利益を創出したものの、アロハテーブル事業、ダイニング事業において、原材料価格の高騰、人件費を中心としたコストを吸収しきれず、計画を下回る利益にて着地いたしました。

(海外事業)

米国ハワイ州にて事業を運営しております連結子会社 ZETTON, INC. の国際ナショナル事業におきましては、経済活動の活発化に加え、戦略的な営業施策が功を奏し、既存店舗は好調に推移、また、更なる事業規模拡大に向けて、2021年11月に業態変更を行ったアイランドフレンチの新店「natuRe waikiki」のオープンをはじめ、人気店舗「Aloha Steak House」の移転拡張や、「CAMADO Ramen Tavern」、「The Seaside-seafood・raw bar・wine-」と言った新業態にもチャレンジし、好調な立ち上がり成功しております。

これらの結果、売上面においては、2020年2月期比で139.0%、利益面においても、新規店舗のイニシャルコストを吸収して黒字にて着地いたしました。加えて、2021年9月に米国政府による「RRF（レストラン活性化基金）」受給を当連結会計年度に反映させることにより、過去最高益を達成しております。

ゼットングループとして、引き続き当社グループの持つブランド力を最大限に生かしながら、創業時からの企業理念「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」はアフターコロナの新しい時代においてこそ、ぶれることのない普遍の理念であることを認識し、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年1月31日）の連結業績につきましては、売上高9,053百万円（前期は4,619百万円）、営業利益372百万円（前期は営業損失1,179百万円）、経常利益452百万円（前期は263百万円）、親会社株主に

帰属する当期純利益486百万円（前期は582百万円）となりました。

- (注) 1. 店舗数については、当連結会計年度に4店舗の新規出店、5店舗の退店を行ったことにより、当連結会計年度末の店舗数は、直営店68店舗（国内60店舗、海外8店舗）、F C店3店舗の合計71店舗となっております。
2. 当社は2023年1月期より決算日を2月末日から1月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる2023年1月期は、2022年3月1日から2023年1月31日までの11か月決算となります。その為、連結業績の前期比較については、前期の実績数値を記載しております。なお、海外子会社につきましては、変更はございませんので、従前通り前期比にて記載しております。

(剰余金の配当について)

当社グループは、永続的な利益成長を図りつつ、成長に応じた株主の皆様への利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、事業拡大の為の内部留保の充実等、当社グループの経営成績及び財政状態を勘案して利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症に対する警戒を緩めることなく、必要な内部留保を維持する一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が軽減された環境においては、一気に事業拡大していく機会と捉え、今期においても「無配」とさせていただきます。

今後、早期に復配を実現できるよう、引き続き、ご支援賜りますようお願いいたします。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループは、既存店舗の改修及び備品購入を目的に総額681百万円の設備投資を実施し、収益基盤の拡充を図りました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ所要資金として、金融機関より長期借入金及び短期借入金として総額300百万円の調達を実施いたしました。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 25 期 (2020年2月期)	第 26 期 (2021年2月期)	第 27 期 (2022年2月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売上高 (千円)	10,284,869	4,716,430	4,619,510	9,053,726
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	345,302	△1,251,387	582,124	486,536
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	80.00	△279.70	111.89	75.43
総資産 (千円)	3,225,995	3,541,123	5,220,924	6,737,346
純資産 (千円)	1,078,585	149,237	2,041,218	2,766,313
1株当たり純資産額 (円)	249.87	30.91	316.48	428.90

(注) 当社は2023年1月期より決算日を2月末日から1月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる2023年1月期は、2022年3月1日から2023年1月31日までの11か月決算となります。

当社の財産及び損益の状況

区分	第 25 期 (2020年2月期)	第 26 期 (2021年2月期)	第 27 期 (2022年2月期)	第 28 期 (当事業年度) (2023年1月期)
売上高 (千円)	8,595,957	4,251,763	3,856,859	6,742,695
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	241,363	△985,931	77,967	△141,405
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	55.92	△220.37	14.99	△21.92
総資産 (千円)	2,881,293	3,440,387	4,028,840	3,729,758
純資産 (千円)	857,530	226,308	1,596,532	1,455,126
1株当たり純資産額 (円)	198.66	46.87	247.53	225.61

(注) 当社は2023年1月期より決算日を2月末日から1月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる2023年1月期は、2022年3月1日から2023年1月31日までの11か月決算となります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社に関する事項

当社の親会社は、株式会社アダストリアであり、同社は当社の普通株式3,289,400株（議決権比率51%）を保有しております。

当社の重要な財務及び事業の方針に関して、親会社と締結している契約等の内容の概要は次の通りであります。当社は親会社である株式会社アダストリアとの間で、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、継続的に発展していくことを目的として、資本業務提携契約を2021年12月14日付けにて締結しております。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

主要株主である株式会社アダストリア及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

（注）当社は、株式会社アダストリアと2021年12月14日付けにて資本業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
ZETTON, INC.	1,000千米ドル	100.0%	飲 食 店 舗 の 経 営

(7) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、当社グループが、創業時からの企業理念「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」こそが、普遍の理念であると再確認するとともに、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上及び財務体質の健全化を図る為に、以下の課題に積極的に対処してまいります。

①持続可能な社会の実現に向けた取組み

当社グループは、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指す為、事業活動の基盤にサステナビリティへの取組みを置いております。当社グループが取組むべき課題は「地域の活性化」と「気候変動対策／資源効率化」と捉え、(1)持続可能な社会を実現する地域づくりの貢献、(2)持続可能な低炭素・脱炭素社会実現への貢献、(3)持続可能な資源利用社会実現への貢献、(4)人権・労働に配慮した社会実現への貢献、の4つの活動とし、経営理念である「人づくり」「街づくり」を通し、社会への貢献を推進してまいります。

②E S経営（従業員満足経営） 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって重要であると認識しております。その為、人材の確保については、企業理念や経営戦略を通じた当社グループの経営姿勢や店づくりを、潜在する将来の人材にアピールしながら当社グループの認知度を向上させてまいります。また、人材の育成については、従業員のやりがい形成を行うことで従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りが整うとともに報酬体系等の見直しを行い、従業員一人一人に向き合った制度づくりを検討、推進してまいります。

③ファンづくり 顧客の囲い込みによる既存事業の収益力向上

当社グループは、様々な立地に対応した多様な事業コンテンツを保有しており、高い業態開発力を持っております。その中において、戦略的にターゲットとした顧客層の満足度を引き上げていくことを目的とした商品開発、サービスカの向上により顧客のファン化を推し進めるとともに、新規来店者数の獲得を狙う販売促進やPR活動、これらを実行できる組織の充実を進め、収益力の持続的拡大を図ることを引き続き推進してまいります。

④展開力 新規事業への挑戦

当社グループは、既存店舗の収益を維持しながら、新たな成長エンジンとなる新事業、新業態の開発に挑戦し、継続的な業績拡大を図る為に、投資効果の高い優良立地への出店や既存設備を活用した事業の拡張に積極的に取り組み、収益力を強化拡充する方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

事業	事業内容
アロハテーブル事業	ハワイアンカルチャーをベースとしたライフスタイルを提唱するカフェ&ダイニング事業。 「ALOHA TABLE」を中心としたハワイ業態の店舗の運営を行っております。
ダイニング事業	出店する地域の人々や立地の特性に合わせた店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運営を行っております。
アウトドア事業	夏季を中心とした期間限定のイベント事業。商業施設の屋上に限らず、開放感あふれる場所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。
ブライダル事業	「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランブライダルを展開。 歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただけるような素敵なウエディングを提供しております。
インターナショナル事業	米国 ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「ALOHA TABLE」本店をはじめ、現在8店舗を運営しております。

(9) 主要な営業所及び店舗 (2023年1月31日現在)

当社 (本社) 東京都渋谷区
(名古屋オフィス) 愛知県名古屋市中区
ZETTON, INC. アメリカ合衆国 ハワイ州
(主要な営業店舗)

名称	所在地
gz	東京都中央区
銀座ロビー	東京都中央区
shiokara	東京都中央区
gindachi	東京都中央区
ニホンバシイチノイチノイチ	東京都中央区
舌舌	東京都中央区
日本橋高島屋S.C. BBQ BEER GARDEN	東京都中央区
いい乃じ	東京都中央区
ALOHA TABLE ちらぼーと豊洲3	東京都江東区
神南軒 ルーフトップ BBQ ピアガーデン	東京都渋谷区
ALOHA TABLE 代官山	東京都渋谷区
HEAVENLY Island Lifestyle 代官山	東京都渋谷区
orangé	東京都港区
grigio la tavola	東京都港区
b&r	東京都港区
六七	東京都港区
ARK HILLS SOUTH TOWER ROOFTOP LOUNGE	東京都港区
ALOHA TABLE 赤坂	東京都港区
BALCÓN TOKYO	東京都港区
ALOHA TABLE 大崎	東京都品川区
ALOHA TABLE 飯田橋	東京都千代田区
ALOHA TABLE 中目黒	東京都目黒区
Aloha Amigo ikebukuro	東京都豊島区
池袋バルコ コリアンBBQ ピアガーデン	東京都豊島区
葛西臨海公園バーベキュー広場	東京都江戸川区
SORAMIDO BBQ	東京都江戸川区
CRYSTAL CAFE	東京都江戸川区
PARKLIFE CAFE & RESTAURANT	東京都江戸川区
かさい海浜公園 なぎさバーベキュー	東京都江戸川区
山手十番館	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE コレットマーレみなとみらい	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE 横浜ベイクォーター	神奈川県横浜市神奈川区
CHUTNEY Asian Ethnic Kitchen	神奈川県横浜市神奈川区
A&P with terrace	神奈川県横浜市区西

名称	所在地
横浜モアーズ 食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県横浜市内西区
アトレ川崎 肉食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県川崎市川崎区
ALOHA TABLE 湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE テラスモール湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE ららぽーと海老名	神奈川県海老名市
ALOHA TABLE ルミネ大宮	埼玉県さいたま市大宮区
ALOHA TABLE 仙台	宮城県仙台市青葉区
仙台パルコ2 肉食べ放題BBQビアガーデン	宮城県仙台市青葉区
ALOHA TABLE ペリエ千葉	千葉県千葉市中央区
ペリエ千葉 肉食べ放題BBQビアガーデン	千葉県千葉市中央区
チカニシキ	愛知県名古屋市中区
金山ソウル	愛知県名古屋市中区
アスナル金山ビアガーデン by Kumsan seoul	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE 金山	愛知県名古屋市中区
猪口猪口	愛知県名古屋市中村区
小料理バル ドメ	愛知県名古屋市中村区
口々	愛知県名古屋市中村区
こ盆	愛知県名古屋市中村区
ガーデンレストラン徳川園	愛知県名古屋市中村区
ALOHA TABLE 星が丘テラス	愛知県名古屋市中村区
forty three	岐阜県岐阜市
YOKKAICHI HARBOR 尾上別荘	三重県四日市市
ALOHA TABLE あべのハルカス	大阪府大阪市阿倍野区
SKY GARDEN 300	大阪府大阪市阿倍野区
“R” RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN	大阪府大阪市北区
ALOHA TABLE 静岡(FC)	静岡県静岡市葵区
ALOHA TABLE Waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ州
GOOFY Cafe & Dine	アメリカ合衆国 ハワイ州
HEAVENLY Island Lifestyle	アメリカ合衆国 ハワイ州
ZIGU	アメリカ合衆国 ハワイ州
natuRe waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ州
ALOHA STEAK HOUSE	アメリカ合衆国 ハワイ州
THE SEASIDE	アメリカ合衆国 ハワイ州
CAMADO	アメリカ合衆国 ハワイ州
ALOHA TABLE 三成(FC)	韓国 ソウル特別市
ALOHA TABLE 始興(FC)	韓国 始興市

(10) 使用人の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
451名 (1,646名)	29名増 (493名増)

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
410名 (1,337名)	12名増 (255名増)	33.6歳	6.8年

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	313,750千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	254,790千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	83,345千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	62,960千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	45,042千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年11月7日をもって本店の所在地を愛知県名古屋市中区徳川町1001番地に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,390,000株
- ② 発行済株式の総数 6,451,000株
- ③ 株主数 6,352名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ア ダ ス ト リ ア	3,289,400株	51.00%
株 式 会 社 D D ホ ー ル デ ィ ン グ ス	812,500株	12.60%
稲 本 健 一	169,900株	2.63%
鈴 木 伸 典	131,400株	2.03%
梶 田 知 嗣	87,700株	1.40%
株式会社SKYグループインベストメント	64,800株	1.00%
キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社	42,300株	0.70%
ゼ ッ ト ン 従 業 員 持 株 会	40,100株	0.62%
坂 東 幸 重	29,200株	0.50%
株 式 会 社 ノ ー ズ	26,200株	0.40%

(注)持株比率は自己株式(1,234株)を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況 (2023年1月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木伸典	ZETTON, INC. Chairman
取締役副社長	小林智哉	管理本部長
取締役副社長	菊地大輔	ZETTON, INC. President / CEO
取締役	田中俊一	営業本部長
取締役	手嶋雅夫	ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン 代表理事 株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役
取締役	木村治	株式会社アダストリア代表取締役社長 株式会社エレメントルール取締役副社長 久恩玖貿易（上海）有限公司董事
取締役 （常勤監査等委員）	大曾根三郎	
取締役 （監査等委員）	渡部峻輔	AZX総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役 （監査等委員）	馳雅樹	馳公認会計士事務所 所長 株式会社青山パートナーズコンサルティング 代表取締役・代表パートナー 税理士法人青山パートナーズ 統括代表社員・代表パートナー

- (注) 1. 取締役のうち、渡部峻輔氏、馳雅樹氏は社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2022年5月25日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、手嶋雅夫氏は社外取締役から取締役に就任いたしました。
- ②2022年5月25日開催の第27回定時株主総会において、取締役木村治氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ①取締役木村治氏は、2022年5月26日付で株式会社アダストリアの代表取締役社長に就任いたしました。
- ②取締役木村治氏は、2022年7月13日付で株式会社ADASTRIA eat Creationsの代表取締役社長を退任いたしました。

4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、情報収集及び取締役会以外の重要な会議への出席を可能とすべく、常勤監査等委員を1名選定しております。
5. 取締役(監査等委員)の渡部峻輔氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 取締役(監査等委員)の馳雅樹氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は渡部峻輔氏、馳雅樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役(常勤監査等委員)の大曾根三郎氏、取締役(監査等委員)の渡部峻輔氏、馳雅樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することとなる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社取締役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

(ア) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方

針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、役員報酬規程に定める役位ごとの月額報酬テーブルに基づき、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は業績連動報酬を導入していません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層に共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるために、譲渡制限付株式の支給を取締役の役位及び貢献度等の事項を総合的に勘案して決定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の役位別の報酬割合については指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬等の額を十二等分し、在任中毎月の支払いとするものであります。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定プロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会にて審議のうえ、その答申に基づき、取締役会において審議し決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当該委員会は委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、委員長は社外取締役より選定しております。

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			支 給 人 員
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	71,194千円 (1,050)	71,194千円 (1,050)	-千円 (-)	-千円 (-)	6 名 (1)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	11,244千円 (6,844)	11,244千円 (6,844)	-千円 (-)	-千円 (-)	3 名 (2)
合 計 (うち社外役員)	82,438千円 (7,894)	82,438千円 (7,894)	-千円 (-)	-千円 (-)	9 名 (3)

- (注) 1. 当期末現在の人数は、取締役6名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、年額150百万円以内(うち社外取締役分年額20百万円以内)と決議いただいております。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、同日開催の第25回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として、年額30百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、7名(うち、社外取締役は1名)です。
4. 2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。
5. 期中に社外取締役から取締役に異動した取締役1名の支給額及び員数については、社外取締役在任期間は「社外取締役」に、取締役在任期間は「取締役」に含めて記載しております。

⑤ 社外役員の状況

(ア) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)渡部峻輔氏は、AZX総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)の馳雅樹氏は、馳公認会計士事務所所長、株式会社青山パートナーズコンサルティング代表取締役・代表パートナー及び税理士法人青山パートナーズ統括代表社員・代表パートナーを兼務しておりますが、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

(イ) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
渡部 峻輔	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会14回のうち14回、また監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
馳 雅樹	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会14回のうち14回、また監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
2,367,274	1,772,539
現金及び預金	買掛金
1,794,377	385,864
売掛金	短期借入金
208,633	50,000
商 品	1年内返済予定の長期借入金
780	375,733
原材料及び貯蔵品	リース債務
101,702	193,902
前払費用	未払金
100,848	263,320
未収入金	未払費用
160,130	231,488
その他	未払法人税等
801	1,601
固 定 資 産	未払消費税等
4,370,071	157,179
有形固定資産	株主優待引当金
3,144,486	20,985
建物及び構築物	前受金
1,270,174	69,401
車両運搬具	その他の他
2,113	23,062
工具、器具及び備品	固 定 負 債
230,339	2,198,492
使用権資産	長期借入金
1,510,403	554,943
建設仮勘定	リース債務
131,453	1,337,945
その他	長期前受金
1	45,107
無形固定資産	資産除去債務
41,178	232,340
のれん	その他の他
5,179	28,156
ソフトウェア	負 債 合 計
2,896	3,971,032
その他	純 資 産 の 部
33,102	株 主 資 本
投資その他の資産	2,545,499
1,184,405	資 本 金
投資有価証券	90,000
0	資 本 剰 余 金
長期前払費用	1,506,749
49,772	利 益 剰 余 金
差入保証金	948,967
505,745	自 己 株 式
繰延税金資産	△217
627,559	その他の包括利益累計額
その他	220,814
1,328	為 替 換 算 調 整 勘 定
資 産 合 計	220,814
6,737,346	純 資 産 合 計
	2,766,313
	負 債 純 資 産 合 計
	6,737,346

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,053,726
売上原価		2,269,067
売上総利益		6,784,659
販売費及び一般管理費		6,411,897
営業利益		372,761
営業外収益		
受取利息	1,225	
為替差益	325	
助成金収入	82,378	
その他	6,253	90,182
営業外費用		
支払利息	9,971	
その他	763	10,735
経常利益		452,209
特別損失		
減損損失	27,775	
店舗閉鎖損失	70,527	
その他	1,125	99,427
税金等調整前当期純利益		352,782
法人税、住民税及び事業税	20,112	
法人税等調整額	△153,866	△133,754
当期純利益		486,536
親会社株主に帰属する当期純利益		486,536

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
1,177,432	1,440,291
現金及び預金	買掛金
843,958	296,807
売掛金	短期借入金
169,324	50,000
商品	1年内返済予定の長期借入金
780	375,733
原材料及び貯蔵品	未払金
59,257	262,689
前払費用	未払費用
73,801	204,875
立替金	未払法人税等
19,864	1,601
未収入金	未払消費税等
9,643	157,179
その他	株主優待引当金
801	20,985
固 定 資 産	前受金
2,552,326	66,228
有 形 固 定 資 産	その他
1,310,950	4,189
建物及び構築物	固 定 負 債
1,121,753	834,340
車両運搬具	長期借入金
2,113	554,943
工具、器具及び備品	長期前受金
128,462	45,107
建設仮勘定	資産除去債務
58,619	232,340
その他	その他
1,525	1,950
無 形 固 定 資 産	負 債 合 計
5,871	2,274,631
ソフトウェア	純 資 産 の 部
2,896	株 主 資 本
借地権	1,455,126
2,610	資 本 金
その他	90,000
365	資 本 剰 余 金
投 資 そ の 他 の 資 産	1,506,749
1,235,504	資 本 準 備 金
投資有価証券	1,506,749
0	利 益 剰 余 金
長期貸付金	△141,405
1,328	その他利益剰余金
長期前払費用	△141,405
49,772	繰越利益剰余金
差入保証金	△141,405
435,314	自 己 株 式
関係会社株式	△217
121,529	純 資 産 合 計
繰延税金資産	1,455,126
627,559	負 債 純 資 産 合 計
資 産 合 計	3,729,758
3,729,758	

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,742,695
売 上 原 価	1,857,347
売 上 総 利 益	4,885,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,144,641
営 業 業 損 失	259,293
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17
為 替 差 益	325
助 成 金 収 入	82,378
そ の 他	2,880
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,801
そ の 他	763
経 常 損 失	181,256
特 別 損 失	
減 損 損 失	27,775
店 舗 閉 鎖 損 失	70,527
そ の 他	1,125
税 引 前 当 期 純 損 失	280,683
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,817
法 人 税 等 調 整 額	△158,095
当 期 純 損 失	△139,278
	141,405

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月22日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	柴谷哲朗
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	清水幸樹
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼットンの2022年3月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月22日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	柴	谷	哲	朗
業務執行社員					
指定有限責任 社員	公認会計士	清	水	幸	樹
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼットンの2022年3月1日から2023年1月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年1月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。
 - 1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に従い、当社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
親会社との取引については会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月22日

株式会社ゼットン 監査等委員会
常勤監査等委員 大曾根 三郎 ㊞
監査等委員 渡部 峻輔 ㊞
監査等委員 馳 雅樹 ㊞

(注) 監査等委員渡部峻輔及び馳雅樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされ、当事業年度における業務遂行状況等に鑑み、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	鈴木伸典 (1971年10月23日)	1996年11月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役副社長 2005年5月 当社 取締役副社長 経営企画室長 2007年6月 当社 取締役副社長 営業本部長 2016年3月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2018年3月 当社 代表取締役社長 2021年3月 当社 代表取締役社長 兼 ZETTON, INC. Chairman (現任)	143, 112株
	(取締役候補者の選任理由) 長らく営業部門を担当し、当社事業に精通するとともに会社経営に関する豊富な知見と経験を有しているほか、2016年からは代表取締役社長として当社グループ経営の舵取りを担っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	こばやし ともや 小林 智哉 (1975年10月16日)	1999年4月 フジパン株式会社(現 フジパングル ープ本社株式会社) 入社 2007年7月 当社 入社 2008年3月 当社 内部監査室長 2013年5月 当社 管理副本部長 2015年1月 当社 人事総務部長 2017年6月 当社 執行役員 管理本部長 兼 人事 総務部長 2018年5月 当社 取締役 管理本部長 2020年5月 当社 取締役副社長 管理本部長 2023年3月 当社 取締役副社長 コーポレート戦 略本部長 (現任)	3,335株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>これまで当社の管理部門の要職を歴任し、管理部門及び経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化及び取締役会の更なる機能強化に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	きくち だいすけ 菊地 大輔 (1974年11月7日)	2003年7月 当社 入社 2007年10月 当社 営業本部 東京営業部長 2010年3月 当社 ダイニング事業部長 兼 マリン タワー事業部長 2013年5月 当社 執行役員 営業本部 副本部長 兼 ダイニング事業部長 2015年3月 当社 執行役員 ダイニング事業部長 兼 ZETTON, INC. Director 2017年3月 当社 執行役員 海外事業担当 兼 ZETTON, INC. Director 2017年9月 ZETTON, INC. Vicepresident / COO 2020年5月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. Vicepresident / COO 2021年3月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. President CEO (現任)	527株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>国内外の営業部門における豊富な経験と見識を有しております。今後もその幅広い知識と経験を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	たなか しゅんいち 田中 俊一 (1982年4月14日)	2005年6月 当社 入社 2015年3月 当社 ダイニング事業部 副部長 2017年3月 当社 ダイニング事業部長 2018年3月 当社 執行役員 営業本部長 2019年5月 当社 取締役 営業本部長 2023年3月 当社 取締役 営業戦略本部長 (現任)	2,172株
(取締役候補者の選任理由) 入社以来、営業部門を担当し、その役割を適切に果たしており、当社営業部門における豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	てじま まさお 手嶋 雅夫 (1957年11月18日)	1982年4月 株式会社博報堂 入社 1992年3月 アルダス株式会社 (現 アドビ株式会社) 代表取締役社長 1994年11月 マクロメディア株式会社 (現 アドビ株式会社) 代表取締役社長 2000年9月 ショックウェブ・ドットコム株式会社 代表取締役 2001年2月 ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 (現任) 2004年6月 パーセクアンドエーティー株式会社 (現 パーセク株式会社) 代表取締役社長 (現任) 2006年6月 オープンテーパー株式会社 代表取締役CEO 2007年1月 一般財団法人スポーツフォーライフジャパン設立 代表理事就任 (現任) 2014年6月 株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役 (現任) 2015年5月 当社 社外取締役 2022年5月 当社 取締役 (現任)	500株
(取締役候補者の選任理由) 企業経営者として経営に関する豊富な経験及び知見を有すること、またマーケティング及び販売促進に関する戦略について幅広い知見を有しております。その豊富な経験と知識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふり が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
6	きむら おきむ 木 村 治 (1969年9月2日)	2011年9月 株式会社トリニティアーツ (現 株式 会社アダストリア) 代表取締役社長 2013年4月 株式会社FRIENDS 取締役 2013年9月 株式会社アダストリアホールディング ス (現 株式会社アダストリア) 取締 役 Adastria Asia Co., Ltd. 董事 2014年2月 株式会社N9&PG (現 株式会社アダスト リア・ロジスティクス) 取締役 2015年5月 株式会社アダストリアホールディング ス (現 株式会社アダストリア) 取締 役 上席執行役員 2016年6月 株式会社アダストリア 常務取締役 2016年11月 peoples inc.株式会社 取締役副社長 株式会社アリシア (現 株式会社 BUZZWIT) 取締役副社長 2017年3月 株式会社エレメントルール 取締役副 社長 (現任) 2017年10月 株式会社ADASTRIA eat Creations 代 表取締役社長 2018年3月 株式会社アダストリア 取締役副社長 2019年5月 久恩玖貿易 (上海) 有限公司董事 (現 任) 2020年2月 株式会社BUZZWIT 取締役 2021年5月 株式会社アダストリア 取締役社長 2022年5月 当社 取締役 (現任) 株式会社アダストリア 代表取締役社 長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アダストリア 代表取締役社長 株式会社エレメントルール 取締役副社長 久恩玖貿易(上海)有限公司 董事	一株
(取締役候補者の選任理由) 当社の親会社の代表取締役社長として経営に関する豊富な経験及び知見を有するこ と、また、営業・店舗開発分野において豊富な経験と高い見識を有することから、当 社の企業価値の向上に貢献いただくため、引き続き当社取締役として選任をお願いす るものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
7	あらや 新谷 亮 (1974年9月7日) 【新任】	1997年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2007年10月 スターリングパートナーズ株式会社入社 2009年9月 株式会社ポイント（現 株式会社アダストリア）入社 2011年9月 同社 経営企画部長 2012年3月 同社 執行役員経営企画部長 2013年9月 株式会社アダストリアホールディングス株式会社（現 株式会社アダストリア） 経営戦略部長 2015年3月 同社 営業第1本部副本部長 兼 レプシム営業部長 2017年3月 同社 営業第1本部副本部長 兼 ローリーズファーム営業部長 2020年3月 同社 執行役員経営企画室長 2021年9月 同社 執行役員管理本部長 株式会社アダストリア・ゼネラルサポート取締役（現任） 2022年7月 株式会社ADASTRIA eat Creations取締役（現任） 2023年3月 当社 執行役員 管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アダストリア 執行役員 株式会社ADASTRIA eat Creations取締役	一株
<p>（取締役候補者の選任理由）</p> <p>金融機関での経験に基づく財務・会計の見識を有していることに加え、当社の親会社である株式会社アダストリアにおいて経営戦略、財務及び営業での多くの経験と実績を重ねていることから、これまでの豊富な経験と実績を生かして、当社の企業価値の向上に貢献いただくため、当社取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者木村治氏は、当社議決権の51%を保有する親会社である株式会社アダストリアの代表取締役社長を兼任しており、同社と当社の間には、業務委託等の取引関係があります。同社及び同社グループ会社との間の取引の状況につきましては、事業報告「1 (6)重要な親会社及び子会社の状況」及び個別注記表「9. 関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新谷亮氏の在籍する株式会社アダストリアは、当社議決権の51%を保有する親会社であります。また、同氏の現在及び過去10年間における株式会社アダストリアの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

4. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2023年1月31日）現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会における本人持分が含まれません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきま
すようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット
による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト
(<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行
使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力くだ
さい。

(2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン
用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決
権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサ
イトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを
読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力
いただく必要がございます。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年4月25日（火曜日）午後6時30分までとなっておりますの
で、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使され
た場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また
、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権
を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続
料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンまたはスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行
使ウェブサイトをご利用できない場合がございます。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報
です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご
希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問
い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00) ※通話料無料

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

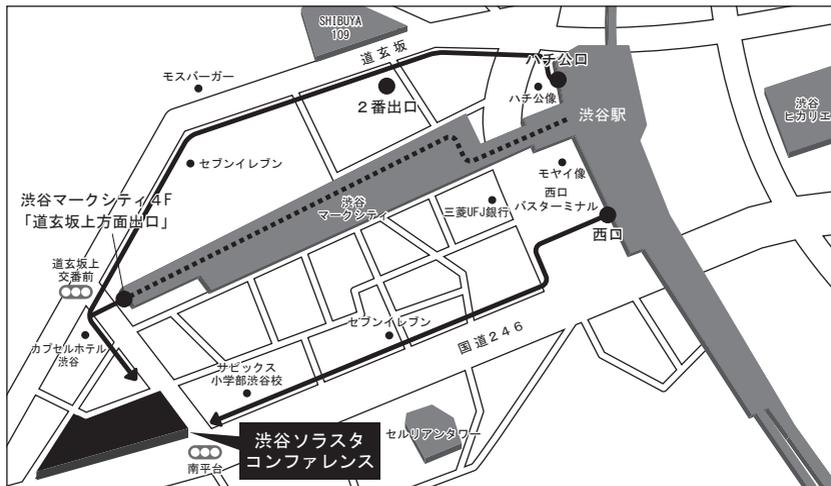
【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く) ※通話料無料

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
「渋谷ソラスタコンファレンス 4D」

※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。



(交通のご案内)

- 渋谷駅西口から 徒歩6分
- 渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
- 渋谷駅ハチ公口から 道玄坂経由 徒歩7分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会へのご来場に際しましては、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご考慮の上、書面（郵送）やインターネットによる議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、今般、政府において「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当社から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。

zetton_{Inc.}

第28回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

- 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第28期 (2022年3月1日から2023年1月31日まで)

株式会社ゼットン

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は次の通りです。（最終改定 2022年5月25日）

① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実に図っております。

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、「内部統制規程」、「企業倫理規程」および「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」および「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にて取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
- ・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・会社の重要な意思決定については、必ず書面又は電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
- ・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役は常時閲覧

できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」を制定し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
- ・当社は、「危機管理規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「危機管理部会」にて、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことよって効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

(オ) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」、「危機管理規程」及び「会議運営規程」に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。
- ・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、「関係会社管理規程」を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めるとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集

団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査等委員会宛てに報告を行う。
- ・当社役員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、又は当該事項を子会社役員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

(カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会は監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任する。
- ・監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意する。

(キ) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、当社の監査等委員会は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。
- ・法令・定款違反その他情報を、当社の監査等委員会に報告したことで報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

- (ク) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等に関する事項
- ・監査等委員は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
 - ・監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
 - ・監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。
 - ・監査等委員会の職務の執行の必要性に応じて、監査等委員会は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社が負担する。
 - ・監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (ケ) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
 - ・内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (コ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
 - ・反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は人事総務部を対応部署とし、警察等の関連機関とも連携して対応する。

- ・2010年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。
- ・事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面にて交わす。
- ・使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2020年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保および効率化を進めております。当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

(ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の専決事項を除く重要な事項については「会議運営規程」に基づき、経営会議において決議を行い、業務執行の適正化及び効率の向上を図っております。

また、監査等委員である社外取締役2名を選任しており、専門の見地と豊富な経験から、取締役会において適宜発言を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。

(イ) 監査等委員会の活動について

毎月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

(ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行

い、連携を図っております。

(エ) コンプライアンス体制について

「コンプライアンス規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

(オ) 反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本計 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 金 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,207,416	827,810	23,954	△217	2,058,963
当 期 変 動 額					
減 資	△1,117,416	1,117,416			—
欠 損 補 填		△438,476	438,476		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			486,536		486,536
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△1,117,416	678,939	925,013	—	486,536
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	948,967	△217	2,545,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△17,745	△17,745	2,041,218
当 期 変 動 額			
減 資			—
欠 損 補 填			—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			486,536
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	238,559	238,559	238,559
当 期 変 動 額 合 計	238,559	238,559	725,095
当 期 末 残 高	220,814	220,814	2,766,313

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | ZETTON, INC. |

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- | | |
|----------|-------------|
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
|----------|-------------|

ロ. 棚卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く) 当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・のれん

20年以内の合理的な期間で均等償却しております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

・長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウエディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウエディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、当社グループは、2022年3月下旬までは営業時間の短縮等を実施いたしました。まん延防止等重点措置の解除後も、第7波及び第8波による影響があったため、コロナ前の状況には戻っておりません。

当社グループは、現状において入手可能な外部情報等を含め、総合的に検討を行い、当該感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っておりますが、前連結会計年度の見積りの前提から重要な変更はありません。

なお、上記仮定については、現時点における判断であり、今後における当該感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(米国連結子会社における助成金の処理について)

当社の連結子会社であるZETTON, INC. (米国) が受領したレストラン活性化基金 (Restaurant Revitalization Fund : RRF) について、当連結会計年度に使用した652百万円を、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」へ充当しています。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

3. ASC第842号「リース」の適用

当連結会計年度より、米国会計基準を適用している在外子会社について、ASC第842号「リース」(以下、ASC第842号)を適用しております。ASC第842号の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「使用権資産(純額)」が1,510,403千円、流動負債の「リース債務」及び固定負債の「長期リース債務」の合計が1,531,848千円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,144,486千円
無形固定資産	41,178千円
減損損失	27,775千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 627,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,501,923千円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

71,598千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加の株式数	当連結会計年度減少の株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,451,000株	一株	一株	6,451,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加の株式数	当連結会計年度減少の株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,234株	一株	一株	1,234株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	1,794,377	1,794,377	—
(2) 売掛金	208,633	208,633	—
(3) 差入保証金	360,646	357,864	△2,782
資産計	2,363,657	2,360,875	△2,782
(4) 買掛金	(385,864)	(385,864)	—
(5) 未払金	(263,320)	(263,320)	—
(6) 未払費用	(231,488)	(231,488)	—
(7) 短期借入金	(50,000)	(50,000)	—
(8) 長期借入金(1年内返済予定 のものを含む)	(930,676)	(927,181)	△3,494
負債計	(1,861,349)	(1,857,854)	△3,494

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

差入保証金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金及び未払費用並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0千円
差入保証金	145,099千円

(1)投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(2)差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	428円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円43銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 145,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 計
	資 本 金	資 本 余 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株 資 合 本 計	
		資 本 備 金	そ の 他 利 益 余 金			
当 期 首 残 高	1,207,416	827,810	△438,476	△217	1,596,532	1,596,532
当 期 変 動 額						
減 資	△1,117,416	1,117,416			-	-
欠 損 補 填		△438,476	438,476		-	-
当 期 純 損 失			△141,405		△141,405	△141,405
当 期 変 動 額 合 計	△1,117,416	678,939	297,071	-	△141,405	△141,405
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	△141,405	△217	1,455,126	1,455,126

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・8年～20年

構築物・・・10年～20年

工具、器具及び備品・・・2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

・長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウエディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウエディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、当社は、2022年3月下旬までは営業時間の短縮等を実施しました。まん延防止等重点措置の解除後も、第7波及び第8波による影響があったため、コロナ前の状況には戻っておりません。

当社は、現状において入手可能な外部情報等を含め、総合的に検討を行い、当該感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っておりますが、前事業年度の見積りの前提から重要な変更はありません。

なお、上記仮定については、現時点における判断であり、今後における当該感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,310,950千円
無形固定資産	5,871千円
減損損失	27,775千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 627,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,844,752千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

子会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 18,059千円

短期金銭債務 122千円

関連会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 252千円

短期金銭債務 198千円

(3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 71,598千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との間の取引高

親会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 2,284千円

子会社との取引高

営業取引による取引高 販売費及び一般管理費 8,346千円

営業取引以外の取引高 固定資産購入高 8,090千円

関連会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 356千円

販売費及び一般管理費 4,117千円

営業取引以外の取引高 300千円

(2) 減損損失

直営店舗（宮城県1店舗）

建物及び構築物 24,627 千円

工具、器具及び備品 3,147 千円

計 27,775 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,234株	一株	一株	1,234株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び繰越欠損金等であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

	当事業年度
1年内	37,323千円
1年超	45,986千円
合計	83,309千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社 アダストリア	被所有 直接51.0	役員兼任	サービス提供	2,940	売掛金	354
				業務委託	1,620	売掛金	198
				業務委託	4,117	未払金	198

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

3. 株式会社アダストリアは、2022年2月より当社の親会社及び主要株主に該当しております。

(3) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZETTON, INC.	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付	設備・備品 資金の立替	16,316	立替金	17,937

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	225円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	△21円92銭

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

13. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行残高 145,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。
基準値=ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定